

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年 05月 16日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県藤枝市八幡216

氏名 株式会社テクノフローワン

工場長 丹羽 英介

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 054 - 644 - 7701

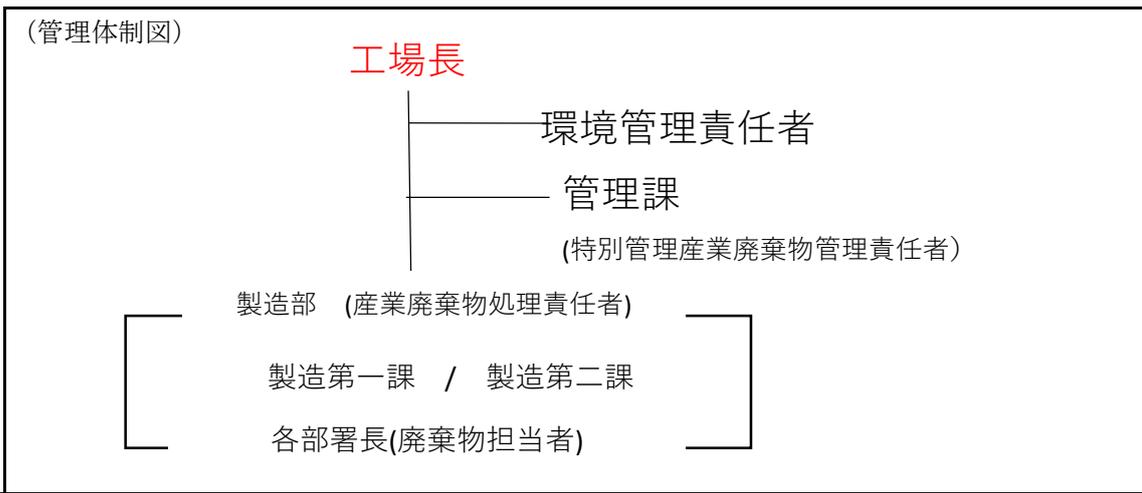
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社テクノフローワン 藤枝工場		
事業場の所在地	静岡県	藤枝市	八幡216
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	その他の製造業
② 事業の規模	製品出荷額等 30億円
③ 従業員数	91名(2024年3月末)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>基材 → 塗工 → 巻取 → スリット → 梱包出荷</p> <p>↓</p> <p>残液・洗浄液 → D/M詰 → 運搬 → 焼却 → 埋立</p>

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	排出量
	燃えやすい廃油	94.000 t
		0.000 t
	(これまでに実施した取組) 1. 塗工機洗浄用廃液縮小化 ・ 一回の洗浄液の管理。・ 同一塗料での連続稼働する為の工程調整。 2. 調合バッチの縮小化 ・ 塗工量の管理をし一回の調合量を小さくする。 ・ 塗工液だまりを縮小し無駄な廃液を出さない。 ・ 製品の設計より同一塗料での製品群を増やし、塗料の種類を増やさない。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	排出量
	燃えやすい廃油	110.000 t
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組) 1. 塗工機洗浄用廃液の抑制 ・ 一回の洗浄液の管理。 ・ 同一塗料での連続稼働する為の工程調整。 2. 調合バッチの縮小化 ・ 塗工量の管理をし一回の調合量を小さくする。 ・ 製品の設計より同一塗料での製品群を増やし、塗料の種類を増やさない。	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引火性廃液を委託先にて焼却もしくは、リサイクル処理するために濃度、成分により低固型分と高固型分に分別する。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別は、昨年度同様に進め新規使用の液体については硬化状況を把握する。 分別状況によっては従業員に再度教育する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
(今後実施する予定の取組)			

--	--	--	--

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項						
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量				
		0.000 t				
		0.000 t				
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量				
		0.000 t				
		0.000 t				
	(今後実施する予定の取組)					
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
	燃えやすい廃油	94.000	0.000	0.000	0.000	94.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	(これまでに実施した取組)					
産業廃棄物処理委託先実地監査を毎年1回実施し、処理を委託した特別管理産業廃棄物の適正処理状況の確認を実施 (処理設備や設備の点検状況を確認)  電子マニフェストにて処理状況の把握						

②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量			
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)
	燃えやすい廃油	110.000	0.000	0.000	0.000
	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>産業廃棄物処理委託先実地監査を毎年1回実施し、処理を委託した特別管理産業廃棄物の適正処理状況の確認を実施 (処理設備や設備の点検状況を確認)</p> <p>電子マニフェストにて処理状況の把握</p>					
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和5年度)実績】				
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	94.000 t			
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>電子マニフェストにて処理状況を把握及び中間処理業者に移動させた荷物の硬化状況から分別方法を再検討する。</p>				
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。